

## 西区まちづくりインフォメーションボード運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西区市民部地域振興課が地下鉄駅に設置する掲示板について必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 地域振興課が設置する掲示板の名称は、「西区まちづくりインフォメーションボード」とする。

(設置目的)

第3条 「西区まちづくりインフォメーションボード」(以下「掲示板」という。)は、地域でまちづくり活動を行う団体を対象に、各団体が自らの創意工夫で自由に情報発信できる場を提供することにより、地域のまちづくり活動の促進に寄与することを目的とする。

(設置箇所等)

第4条 掲示板の設置場所は、地下鉄東西線琴似駅とする。

(利用掲示枠及び利用期間)

第5条 掲示板の利用掲示枠は、別表のとおりとする。

(利用料)

第6条 掲示板の利用に係る料金は、無料とする。

(掲示物)

第7条 掲示物は、原則A3版ポスター(縦)とする。

(利用対象)

第8条 掲示板の利用対象は、区内で地域の振興又は活性化、その他区民主体のまちづくりの実現を目的とし、広く西区のまちづくりに資すると認められる団体が行うまちづくり活動の情報とする。ただし、企業等であっても、営利を目的とせずに行うまちづくり活動の情報は対象とする。

(利用制限)

第9条 前条において、本市その他の行政機関が主催、共催又は後援する等の事業で、他の公的掲示板を利用している又は利用を予定している場合は利用の対象としない。

2 前条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する団体については利用対象としない。

- (1) 政治又は宗教を目的とした団体
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団または暴力団と密接な関係のある団体
  - (3) その他地域振興課長が不相当と認めた団体
- (掲示期間)

第10条 掲示期間は、1回の申込につき1か月以内とする。

(申込)

第11条 掲示板の利用を希望する団体は、西区まちづくりインフォメーションボード利用申込書(様式1-1)及び掲示物を、地域振興課に提出しなくてはならない。

2 利用申込は、利用開始希望日の14日前から5日前までとする。

3 前項の規定において、当該利用申込期間の初日又は最終日が土日祝日その他区役所閉庁日に当たる場合は、その直前の開庁日を利用申込期間の初日又は最終日とする。

(利用の承認)

第12条 地域振興課長は、前条第1項の規定による申込があったときは、これを審査し、審査結果を西区まちづくりインフォメーションボード利用承認(不承認)通知書(様式1-2)により申込団体に通知する。

2 承認を受けた団体は、掲示物に承認通知書の写しを添えて、地域振興課に提出し、掲示物に確認印の押印を受けることとする。

3 前条第1項により提出された掲示物が、掲示板利用の承認要件に該当しないものの、一部の修正により承認できると認められる場合には、地域振興課長は必要な修正について助言することができる。

(利用の不承認)

第13条 次の各号のいずれかに該当する掲示物は承認しない。

- (1) もっぱら営利を目的とするもの
- (2) 団体構成員の勧誘を主たる目的とするもの
- (3) 政治又は宗教に関するもの
- (4) 法令又は公序良俗に反するもの
- (5) その他掲示板の管理運営上支障があると認められるもの

(利用承認取消し)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合、地域振興課長は利用承認を取

り消すことができる。

- (1) 本要領の承認条件に違反した場合
  - (2) 虚偽その他不正な手段により承認を受けた場合
  - (3) 公益上やむを得ない事由が生じた場合
- (掲示物の管理)

第15条 掲示板への掲出及び原状回復（撤去）は申込団体が行う。

2 原状回復（撤去）は、利用期間終了後直ちに行わなければならない。

3 前2項について適切にこれが行われない場合又は掲示物が破損した場合等は、地域振興課長は掲示物を撤去することができ、又、当該団体等に対して次回以降の利用を承認しないことができる。

(不当干渉等の防止)

第16条 掲示板の利用承認に関する事務に従事する職員は、当該事務を不当に遅延させ、または掲示板の適正な運用のために必要な限度を超えて不当に申込団体に干渉してはならない。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、掲示板に関する事務の取り扱いについて必要な事項は、地域振興課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年8月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年12月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

別表

西区まちづくりパートナー・インフォメーションボード		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

様式 1 - 1

年 月 日

(あて先) 札幌市西区市民部地域振興課長

住所 (所在地)  
 団体名  
 氏名 (代表者氏名)  
 電話番号

西区まちづくりインフォメーションボード利用申込書

掲示板を利用したいので、下記のとおり申し込みます。  
 なお、承認があった場合は掲示作業及び撤去作業を自ら行います。

記

掲示物の内容		
掲示希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日	(受付印)
掲示物	別添のとおり	

※以下は記入しないでください。

様式 1 - 2

札西地振第 号  
 年 月 日  
 札幌市西区市民部地域振興課長

西区まちづくりインフォメーションボード利用承認 (不承認) 通知書

上記申込については、以下のとおりとします。

<input type="checkbox"/> 承認	掲示期間	掲示枠番号
	年 月 日 ~ 年 月 日	____ 番
<input type="checkbox"/> 不承認		

【ポスター掲示における注意事項】

**承認の場合、この通知書の写と掲示物を持参の上、掲示物に確認印の押印を受けてください。**

承認されたポスターは申込団体が掲示し、利用期間終了後直ちに撤去してください。

上記について適切に行われない場合又は掲示物が破損した場合等は、掲示物を撤去することがあります。また、次回以降の利用を承認しない場合があります。